65点 以上の みなさまへ

介護保険料のご案内です

令和4年度介護保険料納付通知書について、7月12日(火)に発送いたします。7月中旬ごろには配達予定です。 **普通徴収(納付書または口座振替)の方は、第1期納付期限は令和4年8月1日(月)**となっておりますので、納付期 限までにお近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアにて納めていただきますようお願いいたします。

介護保険料について

● 65歳以上(第1号被保険者)の方

介護保険料は、本人の収入・所得の状況と世帯員の市民税課税状況に応じて、第 1段階から第14段階に振り分けられます。本市から届く通知書でご確認ください。

● 40~64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。※金額につきまして は各加入機関でご確認ください。

納付方法について

●特別徴収(年金からの天引き) ※はがきタイプ

年金受給額が年間18万円以上の方は、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、<u>受給額から介護保険料が</u>あらかじめ差し引かれます。

※なお、R4年4月1日以降65歳になられた方や転入されて間 もない方、年金担保に借入中の方等は普通徴収となります。



年金受給額が年間18万円未満の方や、65歳になられたばかりの方等は、<u>年間保険料を8回に分けて、納付書または口座振替で納めます。</u>納付期限が切れた納付書は使用できず、再発行が必要となりますので、介護長寿課までご連絡いただきますようお願いいたします。



特別徴収用はがき



普通徴収用封筒

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 893-4411 内線 4121・4122・4123

口座振替がおすすめです!!

普通徴収の方は、納め忘れのない口座 振替にしてみませんか。口座振替ご希望 の方は、預金(貯金)通帳と通帳届出印、 納付通知書を持って、市内銀行・郵便局 または介護長寿課でお申込みください。 ※特別徴収の方は口座振替に変更できま せん(介護保険法第135条)。ご了承 ください。

領収書は大切に!!

介護保険料は所得税の確定申告等をする場合、社会保険料控除の対象とすることができますので、領収書は大切に保管してください。

まずはご相談ください

介護保険料について、納付が困難な場合、分割の相談が可能です。そのままにせず、徴収猶予または減免について、まずは介護長寿課までご相談ください。

宜野湾市

※令和4年6月30日時点

※ワクチン接種は強制ではございません

◎ 接種対象者(宜野湾市に住民票がある3回目接種を完了した方)

- ①**60歳以上**の方 ②**基礎疾患**を有する方(18歳以上59歳以下)
- ③その他重症化リスクが高いと医師が認める方(18歳以上59歳以下)
- ※②③の方に関しては努力義務の適用外となります。

新型コロナワクチン

◎接種間隔

3回目接種終了から少なくとも

5 カ月以上経過後

◎接種券の発送

① 60歳以上の方

3回目接種日(60歳以上の方)	接種券発送日	
~令和4年1月31日	5月31日発送済	
令和4年2月1日~28日	6月20日発送済	
令和4年3月1日~31日	令和4年7月末	

②基礎疾患を有する方等

☆ 初回接種時に窓口にて基礎疾患を理由に接種券発行申請をした方
☆ 市予約システム (V-CHAT) にて基礎疾患 「有」を選択し予約した方
上記の方へは、①と同じ発送スケジュールで順次お送りします。上記以外の方で
3回目接種から 5 カ月以上経過している基礎疾患を有する方は、主治医に相談の
うえ、宜野湾市保健相談センターで発券申請を行ってください。☎ 898-5583

※市立体育館で接種された方は、体育館で日時指定してご案内しております。 都合の合わない方がおりましたら、市コールセンター(☎050-5526-1940)にて日時の変更をよろしくお願いします。

◎ワクチンの種類

4回目接種には

ファイザー社製ワクチン
又は
モデルナ社製ワクチン
を使用します。

◎接種対象者早見表

	1・2回目	3回目 (2回目から5カ月後)	4回目 (3回目から5カ月後)
60歳以上	0	0	0
12~59歳	0	0	基礎疾患を有する等
5~11歳	◎ (努力義務無)	接種対象外	

◎電話予約・変更・キャンセル

宜野湾市コールセンター ☎ 050-5526-1940(平日9:00~17:00まで) 土日祝日、慰霊の日、12/29~1/3を除く。 詳しくは市ホームページでご確認ください▶

